

経費の支払方法について

支払方法について

補助事業にかかる経費の支払いは、原則として、現金または銀行振込により行ってください。
やむを得ない場合を除き、クレジットカードや電子マネーの使用は極力控えてください。

ポイントカード等の使用について

補助事業にかかる経費の支払いによって個人が利益を取得することを防ぐため、補助事業に関する経費を支払う際のポイントカード等の使用は極力控えてください。

クレジットカード会社等により付与された保有ポイント等を利用して補助対象経費の支払いを行ったことが書類上(領収書等)で確認できる場合は、ポイント等の利用分は値引きと同等の取扱いとして補助対象経費から控除し、実績を報告してください。

よくある質問(Q&A)

Q1 経費の一部や全てをポイントで支払っても問題は無いですか？

A1 ポイントで支払った部分は補助対象外となります。

(例) 5,000 円(税抜)のうち 1,000 円をポイントで支払った場合

⇒補助対象経費は 4,000 円となります。

Q2 支払いでポイントが付与された場合、補助対象経費に影響はありますか？

A2 付与されるポイントは値引きとして機能しないため、補助対象経費からの控除は不要ですが、補助事業に関する経費を支払う際のポイントカード等の使用は極力控えてください。

[参考]補助対象経費は、以下に定めるとおりです。

区分	内容
補助対象経費	補助対象事業を実施するために要する経費 (講師謝礼、旅費、消耗品費、光熱水費、燃料費、通信運搬費、保険料、印刷製本費並びに使用料及び賃借料) ただし、他団体の補助金等の交付の対象となっている経費は除く。